

資料9 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU ／100mL以下
A	水道2、3級、水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU ／100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域					
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。						
2 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						
3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU／100mL以下とする。						
4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

（注）

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
- 〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全燐
I	自 然 環 境 保 全 及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1　mg／L以下	0.005　mg／L以下
Ⅱ	水 道 1、2、3 級 （特殊なものを除く。） 水 産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2　mg／L以下	0.01　mg／L以下
Ⅲ	水 道 3 級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4　mg／L以下	0.03　mg／L以下
Ⅳ	水 産 2 種 及びⅤの欄に掲げるもの	0.6　mg／L以下	0.05　mg／L以下
V	水 産 3 種 工 業 用 水 農 業 用 水 環 境 保 全	1　mg／L以下	0.1　mg／L以下
該当 水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域		
備 考			
1　基準値は、年間平均値とする。			
2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。			

備 考

- 1 自 然 環 境 保 全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水 道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水 道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水 産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
- 水 産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
- 水 産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環 境 保 全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03　mg／L以下	0.001　mg／L以下	0.03　mg／L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03　mg／L以下	0.0006　mg／L以下	0.02　mg／L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03　mg／L以下	0.002　mg／L以下	0.05　mg／L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03　mg／L以下	0.002　mg／L以下	0.04　mg／L以下
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域			
備考 基準値は、年間平均値とする。				

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域	
備 考 基準値は、日間平均値とする。		